

公益財団法人北海道防犯協会連合会表彰規則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道防犯協会連合会定款第4条第1項に基づき、公益財団法人北海道防犯協会連合会(以下「道防連」という。)が行う防犯活動の功労者・団体に対する表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、表彰状及び感謝状とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰状は、次の各号の1に該当すると認められる者又は団体に授与するものとする。

(1) 防犯功労者

多年にわたり、地域における防犯活動(犯罪の未然防止、子どもの安全確保、地域住民の安全・安心に対する意識の向上、地域住民の協働活動による地域の連帯感の醸成、地域コミュニティによる犯罪抑止機能の向上などの活動をいう。以下同じ。)に尽力し、犯罪の防止に多大の功労があった個人

(2) 防犯功労ボランティア団体

活発な自主防犯活動に従事し、犯罪の防止に顕著な功労があったと認められる団体

(3) その他表彰状を授与する必要があると認められるもの

2 感謝状は、次の各号の1に該当すると認められる個人又は団体に贈呈するものとする。

(1) 道防連の事業に積極的に協力支援するなど、多大の功労があったもの

(2) その他感謝状を贈呈する必要があると認められるもの

(副賞)

第4条 表彰には、記念品その他の副賞を付することができる。

(表彰数及び推薦数)

第5条 第3条第1項第1号、第2号に規定する表彰数及び推薦数は、別に定める。

(表彰候補者の推薦等)

第6条 表彰候補者の推薦は、警察署単位に組織された地区防犯協会(以下「地区協会」という。)長が、札幌、函館、旭川、釧路及び北見の各方面に設けられた方面単位の防犯協会(以下「方面協会」という。)を経由し、理事長に対し行うものとする。

2 地区協会長は、関係警察署長と協議の上、次の事項を記載した推薦書を作成し、順位を付して方面協会長に書面又は電磁的記録により送付するものとする。

(1) 表彰の区分

(2) 表彰候補者の住所、氏名、生年月日、性別、職業(団体にあつては、団体の所在地、団体名、団体の代表者の氏名及び生年月日)

(3) 所属団体又はボランティア名及びその役職

(4) 過去の防犯関連受賞歴

(5) 功労の概要

(6) 参考事項

3 前項の送付を受けた方面協会長は、当該方面本部長と協議の上、表彰対象者のうちから真に表彰に値すると認められるものについて順位を付し、理事長に書面又は電磁的記録により送付するものとする。

4 理事長は、第1項の規定にかかわらず、特に表彰を行う必要があると認められる個人又は団体を推薦することができる。

5 理事長が、前項の推薦を行う場合は、第2項で定める事項を記載した推薦書を作成するものとする。

(推薦の対象)

第7条 防犯功労者及び防犯功労ボランティア団体表彰に係る推薦は、原則として過去にこの規則による表彰を受けたことがない個人又は団体であつて、地域の防犯活動に尽力した功労により方面防犯協会長と方面本部長との連名表彰又はこれに準ずる表彰を受けた者及び団体とする。

(受賞者の決定)

第8条 表彰の受賞者は、第6条の規定により推薦された個人又は団体の中から理事会において選考し決定する。

- 2 理事長は、前項の選考を行うときは、予め北海道警察本部長と協議するものとする。
- 3 理事長は、第3条第2項の規定により特に感謝状を贈呈する場合で、理事会の承認を受ける暇がないときは、その手続きを経ることなく表彰することができる。なお、この場合、理事長は、定款第31条第6項により理事会に報告するものとする。

(表彰の実施)

第9条 表彰は、理事長名で授与又は贈呈する。

- 2 防犯功労者及び防犯功労ボランティア団体の表彰は、理事長が北海道警察本部長と連名で授与する。
- 3 理事長は、必要により北海道警察本部長の同意を得て、北海道警察本部長と連名で表彰することができる。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、評議員会、理事会又はその他の会議・大会等において行うものとする。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。

- 2 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、生前に遡り表彰することができる。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第12条 この規則の実施に関し、必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人北海道防犯協会連合会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人北海道防犯団体連合会表彰規程(昭和62年10月1日施行。以下「旧規程」という。)は、公益財団法人北海道防犯協会連合会の設立の登記の日の前日をもって廃止する。ただし、旧規程に基づき公益財団法人北海道防犯協会連合会の設立の登記の日前に推薦された表彰候補者は、この規則に基づき推薦されたものとして受賞者を選考し、表彰するものとする。
- 3 旧規程に基づき表彰された防犯功労者、防犯功労団体及び防犯功労ボランティア団体は、この規則により表彰されたものとみなす。

附 則

この規則の改正規定は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この規則の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。